

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付要綱

平成27年9月1日	施行
平成28年3月23日	一部改正
平成29年1月27日	一部改正
平成29年3月23日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
令和元年7月4日	一部改正
令和2年4月1日	一部改正
令和2年4月21日	一部改正
令和4年3月24日	一部改正
令和5年3月16日	一部改正
令和5年7月28日	一部改正
令和7年4月1日	一部改正
令和8年4月1日	一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、人材不足が著しい県内の特定業種又は一般業種（以下、「対象業種等」という。）に就職又は就業する大学等在学学生及び既卒者が借り入れた日本学生支援機構等の奨学金の返還額の一部を助成することにより、大学等在学学生及び既卒者の県内就職又は就業を促進し、産業界と協力して若者の鳥取県への定着を図り、地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 大学、短期大学(専攻科を含む。)、大学院の修士課程、高等専門学校(ただし4年生以上で専攻科を含む。)、専門学校(専修学校専門課程)、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校をいう。
- (2) 大学等在学学生 大学等に在学する学生(6年制の大学は薬学部及び獣医学部に在籍する学生に限る。)をいう。
- (3) 既卒者 大学等を卒業している者(第7条の規定による認定の時点において35歳未満の者に限る。)で、対象業種等か否かを問わず、県内の事業所に正規雇用で就職又は就業したことがなく、無職(事業主都合により離職予定の者を含む。)又は有期雇用の状態であるか、若しくは県外に居住し県外の事業所等に勤務する者をいう。
- (4) 特定業種 製造業、情報通信業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業、保育士・幼稚園教諭の職域、農業、林業、漁業、農林水産業協同組合、理容師・美容師の職域、歯科技工士の職域、獣医師(公務員として就職する者は除く。)の職域、自動車小売業、自動車整備士の職域(公務員として就職する者は除く。)及び私立中学校・高等学校教諭・専修学校(高等課程)教員の職域をいう。なお、特定対象業種の取扱い方法並びに情報通信業、農業、林業、漁業及び農林水産業協同組合の範囲については、人口戦略推進本部長が別に定める。
- (5) 一般業種 特定業種以外の業種及び職域とする。ただし公務員は除く。なお、一般業種の取扱い方法は、人口戦略推進本部長が別に定める。
- (6) 正規雇用 雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、就業規定等で定める職員と同様の扱いとなる雇用形態をいう。
- (7) 保育士・幼稚園教諭の職域 次のアからキまでのいずれかに該当する民間が運営する施設又は事業所とする。

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設を除く。）
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
 - ウ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設
 - エ 次に掲げる事業のいずれかを行う施設
 - （ア）児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業
 - （イ）児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業
 - （ウ）児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業
 - （エ）児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
 - （オ）児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
 - （カ）児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業
 - オ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2第1号イからハマまでに規定する事業所内保育施設
 - カ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設
 - キ アからカに掲げるもののほか、児童の保育又は教育を行う施設であって人口戦略推進本部長が別に定めるもの
- （8）理容師・美容師の職域 次のア又はイに該当する民間が運営する施設又は事業所とする。
- ア 理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所
 - イ 美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所
- （9）歯科技工士の職域 次のアからウまでのいずれかに該当する民間が運営する施設とする。
- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
 - イ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
 - ウ 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第2条第3項に規定する歯科技工所
- （10）獣医師の職域 獣医療法第3条に規定する診療施設とする（公務員・独立行政法人を除く）。
- （11）専修学校教員の職域 学校教育法（昭和22年法律第26号）第125条第2項に規定する課程とする。

（助成金の交付）

- 第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、本助成金の支給対象者として認定を受けた者のうち、次の各号の要件をすべて満たす者に対し、予算の範囲内で本助成金を交付する。
- （1）県内の本社、支社、支店、事業所等（以下「事業所等」という。）対象業種等に限る。）に正規雇用により就職又は就業した者。
 - （2）定住することを目的として県内に住所を有する者。ただし、県外の事業所等からの転勤又は出向で一時的に居住する場合を除く。

（助成金の額）

- 第5条 本助成金の額は別表に基づき決定する。ただし、助成金の算定基準となる奨学金の返還総額は、交付申請時に返還していない奨学金（利子は除く。）とする。
- なお、助成期間中に、県内の特定業種から県内の一般業種に転職（勤務していた事業所を退職し、新たに別の事業所に正規雇用により就職又は就業することをいう。以下同じ。）した場合、転職した日の属する年度以降の助成金額は、特定業種により算出された金額の2分の1とする。

（助成期間）

- 第6条 助成期間は、県内の事業所等に正規雇用により就職又は就業した日を起点として、当該日の属する年度から起算して8年度目の年度の末日までとし、事業所等に勤務している期間（通算して3年以内の県外転勤の期間を含む。）とする。ただし、各年度で助成する助成金の合計額が交付決定額に達しない場合は、当該日の属する年度から起算して13年度目の年度の末日を限度として、助成期間を延長するものとする。

(支給対象者の認定)

第7条 本助成金の支給を受けようとする者は、県内の対象業種等に正規雇用により就職又は就業する日までに、様式第1号により知事に申請し、本助成金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)の認定を受けなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 大学等在学生 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの

(2) 既卒者

ア 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの

イ 履歴書

3 知事は、支給対象者の認定をしたときは、その旨を様式第2号により通知するものとする。

4 支給対象者の認定期間は、次のとおりとする。

(1) 大学等在学生 第7条第3項に定める通知に記載する卒業予定年度の翌々年度の4月1日まで

(2) 既卒者 支給対象者の認定を受けた日から起算して1年間

(支給対象者の要件)

第8条 支給対象者の認定は、次の各号の要件をすべて満たす者に対して行うものとする。

(1) 県内の対象業種等に就職又は就業を希望する大学等在学生又は既卒者で、次のアからウまでの奨学金を借入れ、返還予定又は返還中の者

ア 日本学生支援機構の奨学金

イ 鳥取県育英奨学資金

ウ その他人口戦略推進本部長が別に定める奨学金

(2) 県内の対象業種等に就職又は就業後、助成期間にわたって継続して勤務し、かつ県内に定住する見込みであること。

(地方創生枠)

第9条 日本学生支援機構第一種奨学金の地方創生枠の推薦決定を受けた者が本助成金の支給を受けようとする場合は、推薦決定後、第7条第1項に定める申請を行い、あらかじめ知事の認定を受けなければならない。

2 前項に定める決定を受けた者のうち、日本学生支援機構から奨学生に採用された者から第7条第1項の規定による申請があった場合は、優先的に支給対象者に認定するものとする。

(支給対象者の認定の辞退・取消等)

第10条 支給対象者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第3号により知事に届け出なければならない。

(1) 本助成金の支給を辞退しようとするとき。

(2) 認定期間に対象業種等に就職又は就業しないことが明らかになったとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、対象者の要件を満たさないことが明らかになったとき。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認した上で第7条の認定の取り消しを行い、併せてその旨を様式第4号により支給対象者に通知するものとする。

3 前2条に規定する場合のほか、次の各号に定める者が、当該各号に定める日までに第12条の交付申請を行わない場合には、認定期間の最終日をもって認定を取り消すものとする。

(1) 大学等在学生で認定された者 認定期間の最終日から起算して3月を経過する日

(2) 既卒者で認定された者 認定期間の最終日から起算して1月を経過する日

(支給対象者の認定内容の変更)

第11条 支給対象者は、第7条第1項の規定により認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに様式第5号により知事に申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請について認定変更承認をしたときは、その旨を様式第6号により通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、住所、氏名及び電話番号の変更については、様式第7号を届け出るものとする。

(交付申請の時期等)

第12条 本助成金の交付申請は、県内の対象業種等に就職又は就業した日（以下「就職日」という。）から原則、次の各号に定める日までに行うものとする。

- (1) 大学等在学学生で認定された者 就職日の属する年度の6月30日又は就職日から1月を経過する日のいずれか遅い日
 - (2) 既卒者で認定された者 就職日から1月を経過する日
- 2 前項の申請は、様式第8号によるものとする。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 在職証明書（様式第9号）
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの
 - (4) 大学等卒業証明書又はこれに準ずるものの写し
 - (5) 薬剤師の職域に該当する場合は、薬剤師免許証又は登録済証明書の写し
 - (6) 保育士の職域に該当する場合は、保育士証又は保育士登録済通知書の写し、幼稚園教諭の職域に該当する場合は、幼稚園教諭免許状の写し
 - (7) 理容師の職域に該当する場合は、理容師免許証の写し、美容師の職域に該当する場合は、美容師免許証の写し
 - (8) 歯科技工士の職域に該当する場合は、歯科技工士免許証又は登録済証明書の写し
 - (9) 獣医師の職域に該当する場合は、獣医師免許証又は獣医師国家試験合格証の写し
 - (10) 自動車整備士の職域に該当する場合は、自動車整備士技能検定合格証書又は自動車整備技能者手帳の写し
 - (11) 私立中学校・高等学校教諭・専修学校（高等課程）教員の職域に該当する場合は、中学校教諭免許状、高等学校教諭免許状又は特別免許状の写し
 - (12) 第7条第3項に規定する認定通知書の写し
 - (13) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

(交付決定の時期等)

第13条 本助成金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として30日以内に行うものとする。

2 助成金の交付決定通知は、様式第10号によるものとする。

(交付決定の変更等)

第14条 交付決定を受けた者は、前条の規定により交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに様式第11号により知事に申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請について変更交付決定をしたときは、その旨を様式第12号により通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、住所、氏名及び電話番号の変更については、様式第7号を届け出るものとする。

(各年度報告の時期等)

第15条 規則第17条第3項の規定による補助金等進捗状況報告を、各年度（第17条の実績報告に係る年度を除く。）の翌年度の5月31日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第13号によるものとし、様式第14号を添付するものとする。

(助成金の支払)

第16条 各年度の助成金の支払は、前条の報告を受けた後行うものとする。

(実績報告の時期等)

第17条 規則第17条第1項の規定による報告は、助成期間の終了年度の翌年度の5月31日までに行うものとする。

2 前項の報告は、様式第15号によるものとする。

(助成金等の額の確定)

第18条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、奨学金の返還が決定内容等に従って遂行されていると認めるときは、交付すべき助成金等の額を確定し、支給対象者に通知するものとする。

(交付決定者の責務)

第19条 交付決定者は助成期間にわたって県内に居住し、県内対象業種等に就業を継続していなければならない。ただし、通算して3年以内の県外転勤による転居期間（以下「算入転居期間」という。）を含むものとする。

2 前項の責務に反することが明らかになったときは、速やかにその旨を様式第3号により知事に届け出るものとする。

(助成金等の返還)

第20条 次の要件のいずれかに該当した場合には、規則第21条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、規則第22条の規定により助成金等の返還を命ぜられたときは、当該助成金を返還しなければならない。

- (1) 本助成金の收受及び使用について、規則及び本要綱の規定に従わないとき。
- (2) 第15条第1項に規定する補助金等進捗状況報告の期日を超過したとき。
- (3) 第15条第1項に規定する補助金等進捗状況報告を複数年度にわたり行わなかったとき。
- (4) 第19条の責務に反することが明らかになったとき。
- (5) 次のアからウのいずれかに該当するとき。

ア 交付決定された助成期間内に自己都合により県外へ転居したとき。ただし、県外転勤により県外に転居した場合の算入転居期間は除く。

イ 交付決定された助成期間内に離職し、離職した日から1年を経過する日までに県内の対象業種等に就職又は就業できないとき。

ウ 第19条に定める算入転居期間を超過したとき。

2 自然災害等やむを得ないと認められる場合を除き、前項第2号に該当する場合は当該年度の交付決定を取り消すとともに、前項第3号に該当する場合は交付決定の全部を取り消すものとする。

(2) 前号後段による交付決定の全部取り消しは、令和3年度より適用する。

3 第1項第2号、第3号又は第5号ア若しくはイにより交付決定を取り消す場合は次表の区分に応じて交付決定の取消しの対象期間から除くものとする。

区 分	交付決定の取消し対象期間から除く期間
就職又は就業した日から離職した日（離職を伴わず自己都合により県外へ転居した者は転居日）までの期間（以下「就職又は就業期間」という。就職又は就業期間には算入転居期間を含める。）が4年以上6年未満の場合	4年間
就職又は就業期間が6年以上8年未満の場合	6年間
就職又は就業期間が8年以上の場合	第16条の規定に基づく支払を行った期間

4 第1項第5号ウにより交付決定を取り消す場合は、算入転居期間を超過した期間を交付決定の取消し対象期間とする。

5 知事は、交付決定を取り消したときは次の様式により通知するものとする。

- (1) 助成金の返還が生じない場合 様式第17号
- (2) 助成金の返還が生じる場合 様式第18号

(再認定の禁止)

第21条 前条により交付決定を取り消された者は、再度、第7条第1項の規定による認定申請を行

うことができない。

(提出書類の部数等)

第22条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第23条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、人口戦略推進本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月23日から施行する。

ただし、改正に係る第12条から第20条までの規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

ただし、改正に係る第12条から第20条までの規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和2年度については、第12条の「就職日から1月を経過する日」を「就職日から2月を経過する日」に、第15条及び第17条の「5月31日まで」を「6月30日まで」に読み替えるものとする。

この要綱は、令和2年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月24日から施行し、令和4年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

ただし、改正に係る第12条から第20条までの規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第3条第5号の対象業種に係る第4条の規定による助成金の交付については、令和8年4月1日以降に県内の事業所等に正規雇用により就職又は就業した者のみをその対象とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

(1) 特定業種

区 分	助成金の額
1 無利子のみの奨学金の貸与を受けた期間	貸与を受けていた無利子の奨学金の助成金交付申請時の返還総額（大学等の在学時に無利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。）に2分の1を乗じて得た額。
2 有利子のみの奨学金の貸与を受けた期間	貸与を受けていた有利子の奨学金の助成金交付申請時の返還総額（（利子は除く）大学等の在学時に有利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。）に4分の1を乗じて得た額。
3 無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けた期間	1の区分により算定して得た額。 ただし、1の区分の奨学金の返還総額が限度額に達しないときは、同区分の限度額から同区分の返還総額を差し引いた額を2の区分の限度額として、2の区分により算定して得た額を1の区分により算定して得た額に加えた額。

※交付決定後に奨学金の一部又は全部が返還免除になった場合の助成金の額は、当該免除額を返還総額から除いて算出した額とする。

(2) 一般業種

区 分	助成金の額
1 無利子のみの奨学金の貸与を受けた期間	貸与を受けていた無利子の奨学金の助成金交付申請時の返還総額（大学等の在学時に無利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。）に4分の1を乗じて得た額。
2 有利子のみの奨学金の貸与を受けた期間	貸与を受けていた有利子の奨学金の助成金交付申請時の返還総額（（利子は除く）大学等の在学時に有利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。）に8分の1を乗じて得た額。
3 無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けた期間	1の区分により算定して得た額。 ただし、1の区分の奨学金の返還総額が限度額に達しないときは、同区分の限度額から同区分の返還総額を差し引いた額を2の区分の限度額として、2の区分により算定して得た額を1の区分により算定して得た額に加えた額。

※交付決定後に奨学金の一部又は全部が返還免除になった場合の助成金の額は、当該免除額を返還総額から除いて算出した額とする。